

令和3年度 第2回 熊本市消費者行政推進委員会 議事録（要旨）

第2回 熊本市消費者行政推進委員会

日 時：令和3年（2021年）12月8日（水） 午後2時00分～3時30分

会 場：教育センター4階大研修室

出席者：萩原修子委員（委員長）、小田高子委員、阪本恵子委員、豊田志保委員、八谷邦子委員、宮崎耕平委員、山川李好子委員、和田薰委員

欠席者：西森利樹委員（副委員長）、岡村光洋委員、古閑裕規委員

事務局：横田文化市民局長、石坂市民生活部長、高取生活安全課長、坂本消費者センター所長、消費者センター職員2名

1 開会

2 文化市民局長あいさつ

3 各委員紹介及び事務局紹介

4 委員長・副委員長互選

5 議題

（1）第3次熊本市消費者行政推進計画素案について

（2）熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト審査について

（3）その他

6 閉会

萩原議長 (委員長)	次第5の議題に入る。 「議題（1）第3次熊本市消費者行政推進計画素案について」 事務局から説明をお願いする。
事務局	「議題（1）第3次熊本市消費者行政推進計画素案について」、説明。 資料1 第3次熊本市消費者行政推進計画素案 資料2 第3次熊本市消費者行政推進計画素案【概要版】
和田委員	出前講座などの消費者教育において、高齢者や子どもへの説明は心理学的な方法を取り入れて行った方がいいと思う。 例えば、高齢者には、「人の役に立とう」ということを強調した方がいい。高齢者は自分の損害だけであればあきらめて、消費者トラブルとして取り上げなくてもいいという考え方になる。私の周囲の高齢者を見ると自分が何かの役に立っていると大変喜ばれている。被害にあったことを周囲に知らせることが、他の人にも役立つという意識を持ってもらうとよいと思う。 子どもには、自分の被害を防ぐという教育だけではなく、消費者の苦情はアイデアにつながるという考え方を教えた方がいい。苦情や相談が世の中の役に立っていることを強調してほしい。 この計画を見ると、まるで市役所がサービス業のように、市民に対してあ

	なたたちを助けてあげているんだよ、相談に乗ってあげているんだよ、という姿勢ばかりが見えている。それだけではなく、市民が一緒になって、市民参加の消費者政策に変わるといいのではないかと思う。
萩原議長 (委員長)	消費者教育は相手に合わせて内容を考える必要があり、その根幹には行政が一方的に救済としてやるのではなく、自分たちの問題として提起することが必要ということで良いか。
山川委員	資料1 計画素案 p 18 の消費者教育の推進について、学校現場では子どもたちに消費者教育を行う時間はあるのだろうか。
八谷委員	小学校の家庭科では、5年生で8時間、消費者教育に関する単元があり、子どもたち自身がどのような消費者になると良いか、自らの生活を振り返りながら考える内容となっている。私も昨年からその授業に携わっているが、子どもたちは非常に興味をもって授業に取り組んでおり、家族の消費のあり方も見つめなおす機会ともなっている。 現在、熊本市ではどの学校も消費者教育に力を入れて取り組んでいるところだ。
小田委員	中学校では、消費者教育は家庭科や社会科の授業で取り組むことになっており、私は家庭科を担当している。一人一人の声は小さくても自分の消費行動が世の中を変えていくという意識を持ち、自分のこととして考えることができるような指導を行っている。最近では、キャッシュレス決済や高校での消費者教育につながるように、家庭の中でどのようにお金のやりくりをするべきかなどの指導を行っている。
山川委員	成年年齢が引き下げられると18歳から自分の責任で契約することになるので、高校での消費者教育が最も重要と思う。しっかり理解していないととんでもないトラブルに巻き込まれる可能性がある。小中学校できちんと基礎を学び、高校卒業までにしっかり学ぶことができればよいと思う。
萩原議長 (委員長)	私も教育の大しさを痛感している。 ドイツでも環境先進国としてグリーンコンシュマー制度に取り組んだのは、1970年代に小学校の教育で教えられ、それを子どもたちが各家庭に持ち帰った後に実践されて着実に草の根的に広がっていった。皆さんの発言にあったように、自分のこととしてとらえて取り組むことで大きな変化に結びつくということ、それが教育の中で培われるということを改めて感じている。
阪本委員	先ほどの発言と同じになるが、来年度成年年齢が引き下げられ、若者が悪質な事業者のターゲットとなってしまう懸念がある。 これから約5年間の計画の中では、どの部分に対策として織り込まれているのか。

事務局	<p>成年年齢の引下げに伴う部分でのご質問だが、成年年齢引下げへの対策を含めてライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進することとしており、素案、本編の19ページ、6-2、①、6に学校、大学、専門学校等において学生及び保護者を対象に出前講座を開催し、学習機会の充実を図ることとしている。さらに、23ページ、7-3、若年者の消費者被害の未然防止及び救済では、これは現在も取り組んでいるが、若年者への特別相談の実施、成人式におけるパネル展示などの啓発に取り組むこととしている。</p> <p>委員がおっしゃるとおり、成年年齢の引下げというのは非常に大きな問題と捉えており、本日議題にもある高校生消費者啓発ポスターコンテスト等も若者自身に消費者問題に关心を持つてもらうために本年度企画したもの。様々な機会を捉え、若者に自立した消費者を目指してもらえる啓発を今後も進めて参りたい。</p>
坂本委員	<p>出前講座の実施にあたり、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響から、9回のみの実績となっている。出前講座は、令和8年度までに110回まで増加させることだが、成年年齢が引き下げられる来年度は最も消費者トラブルの発生が懸念される。これまでの計画どおりではなく、強弱をつけた啓発が必要だと思う。ポスターを見てもらうだけでなく、否が応でも耳にするような、皆に聞こえるような、そんな取組はできないだろうか。</p>
事務局	<p>広報のやり方になるが、今現在、限られた予算の中で、様々な啓発を実施している。今後、夕方の情報番組などに協力いただき、テレビ等のメディアを使った啓発により多くの方へ情報を届けたいと考えている。</p> <p>また、若年者の向けの啓発では、改めて学校へ出前講座の積極的活用を呼びかけ、若者が消費者情報に触れる機会を増やそうと考えている。</p>
山川委員	<p>今回の計画から「食品ロス削減の取組」が挙げられて、とてもよいと思う。会社員などの宴会での食べ残しなど、飲食店での食品ロスが最も大きいと聞いている。宴会の最初の30分と最後の10分は食事を楽しみ、食品ロス削減に取り組むという、「30・10運動」というものがある。</p> <p>もちろん、各家庭においても冷蔵庫の中を常に確認し、無駄な食品を買わない、買った食品は整理整頓し、食品は使い切るなどの取組も非常に大切であり、このようなことを家庭や学校における教育にも浸透すればいいと思う。</p> <p>2030年度のSDGs目標達成に向けて、一人一人が考えて取り組む必要がある。消費者センターでもぜひ啓発をお願いしたい。</p>
事務局	<p>食品ロスの削減については、本計画から新たに追加した取組である。消費者センターとしてはこれまでエシカル消費、倫理的消費について消費者庁の提唱に基づき総括的に啓発を進めてきた。今回、食品ロスの削減という取組が新たにひとつの項目として挙がっているので、ご意見いただいたように、しっかりと広報・啓発に努めてまいりたい。</p>

宮崎委員	<p>消費者被害には大きく分けると「詐欺的なもの」と「消費者の理解不足により発生するもの」と2通りあると思う。詐欺的なものについては定期的に取り締まる必要があるが、消費者の理解不足により発生する消費者被害は、多くの消費者が契約の成立について理解していないことが原因と思われる。</p> <p>一般的に契約は印鑑がすべてという印象があるが、印鑑がなくても当然契約というものは成立する。最近はスマホでも家も買うことができるようになっている。契約とは何かということを消費者教育で行うとよいと思う。</p>
豊田委員	<p>資料25ページの関連になるが、昨今言われているプラごみの削減だが、ごみ袋の有料化に伴いコンビニのレジ袋の取扱いは大きく減少したが、今のプラごみのほとんどは食品包装に使用されているものだ。皆さんはマイバッグも使用しておられると思うが、食品に使用しているプラスチック包装の量は以前と変化なく、プラごみ自体は全く減少していないのが現状だ。これからお節料理やオードブルなどを買う機会も多くなる。それらの食品に使用される容器のほとんどがプラスチック製なので、莫大な量が実際に排出されていることを是非皆さん頭に置いていてほしい。</p> <p>食品トレイやカップラーメン、お菓子の包装に至るまですべてプラごみなので、食品ロスの削減により生ごみを減らしていると思うが、プラごみは削減されていないので、そういう観点からも考えていただくと不要な食品の買い控えなどにつながるのではないかと思う。</p>
山川委員	容器包装にプラスチックごみが多いということは消費者団体として深く理解をしている。先日テレビで、量り売りがまた流行りだしているという話題があったが、熊本市でもできないか。今まで使用していた容器に量り売りで販売する方法であれば、容器包装の削減につながる。そのような事業者がいらっしゃればぜひ利用したい。
阪本委員	商工会議所は小さい事業者の集まりであるため、そのような取組は困難だと思う。プラスチック容器を大量に使う大型商業施設での取組が不可欠であり、行政からの働きかけが大きいと思う。
山川委員	量り売り推進の取組が実現するよう、消費者団体として活動したい。
八谷委員	平成30年度に家庭科教育の全国大会を熊本市で行った際に、消費者センターと連携し、エシカル消費に関するパンフレットなども提供していただいた。その資料が現在も学校現場で役立っているので、小・中学校の消費者教育に有効なパンフレットなどの資料があったら、中学校は小田先生、小学校は私に一部でもご提供いただきたい。
事務局	<p>契約に関する教育が重要であると言うご指摘はごもっともである。</p> <p>学校での消費者教育については、八谷先生、小田先生にご協力をいただきながら進めているところだが、パンフレット等の提供に関するご要望をいた</p>

	<p>だいたいので、用意できるものはお渡ししたい。</p> <p>プラごみの件については、作る方に配慮いただくことが必要だと思うので、事業者に対してのエシカル消費の働きかけも行う必要がある。</p> <p>現在は、本市から事業者へエシカル消費の啓発ができていない状況なので、プラごみの問題を一つのきっかけとしながら事業者への働きかけが何かできないかと考えさせられた。問題意識を持って取り組んでまいりたい。</p>
萩原議長 (委員長)	<p>先ほどのプラごみに関してだが、量り売りについては海外の事例を見るとそれが素敵、それがかっこいい、と思えるとだんだん消費者が選択していき、事業者がそうせざるを得なくなるようになる。時間がかかるかもしれないが、草の根的な取組の積み重ねで変化が訪れるのではないかと思う。</p>
和田委員	<p>時の流れ、人の意識というのは変わっていくものだが、良心を持った方が増えればまた量り売りができるようになると思う。</p>
萩原議長 (委員長)	<p>まさにそうだと思う。消費によって生産者を支える「共生産者」という考え方がある。そのような意識を持った方が消費者にも生産者にも増えればいいと思う。他にご質問、ご意見はないか。</p> <p>無ければ本議題を終了する。</p> <p>続いて、「議題（2）熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト審査について」事務局から説明をお願する。</p>
事務局	<p>「議題（2）熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト審査について」、説明。</p> <p>資料3 募集要領、審査要領、審査表、選考対象作品（No.1-No.81）</p>
萩原議長 (委員長)	<p>「議題（2）熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテスト審査について」ご質問・ご意見等を、お願いする。</p>
委員	<p>(意見なし)</p> <p>審査実施</p>
事務局	<p>集計の結果を報告する。10作品の優秀作品を選出いただく予定だったが、同点の作品があったので14作品の選出となっている。</p> <p>8点 15番、 7点 1番、70番、 6点 62番、 5点 8番、41番 4点 18番、21番、38番 3点 6番、12番、28番、34番、40番 以上。</p>
萩原議長 (委員長)	<p>集計の結果についての報告があったが、ご意見等はないか。</p>

委員	(意見なし)
萩原議長 (委員長)	では、以上の14作品を1次審査通過とさせていただく。 次に、「議題（3）その他」について、事務局から説明をお願いする。
事務局	特に、ございません。
萩原議長 (委員長)	議題（3）は特にないということだが、委員の皆様方から、ご質問、ご意見をお願いしたい。
委員	(意見なし)
萩原議長 (委員長)	本日予定した議事はすべて終了した。委員の皆さまの活発な議論、ご協力に感謝申し上げる。進行を事務局にお返しする。
事務局	<p>萩原委員長ありがとうございました。</p> <p>議題1でご意見を頂いた第3次熊本市消費者行政推進計画素案については、本年12月28日～翌年1月31日までパブリックコメントを実施する。各委員におかれても、各団体への周知等ご協力をよろしくお願いする。</p> <p>議題2の熊本市高校生消費者啓発ポスターコンテストについては、1次審査をいただき14作品を選出いただいた。この後、2次審査である熊本現代美術館の審査を実施し、最優秀作品1点、優秀作品3点を選出し、結果については後日ご報告申し上げる。</p> <p>委員長をはじめ委員のみなさまには、長時間にわたり、貴重なご意見・ご質問等をいただき、ありがとうございました。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後の消費者行政の施策や取組に生かして参りたい。本日はどうもありがとうございました。</p>